



THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA-RYOHOKU

広島陵北ロータリークラブ

- The Weekly Report -



ロータリー：変化をもたらす

～クラブのテーマ～

～本年度会長方針～

こころゆたかなロータリアン

ロータリアンの道(未知)を求め共に歩む

2017-2018 RI会長メセジ

第1273回例会 2017年10月4日 No.1243号

会長時間



会長 古谷 幸一

皆様こんにちは。お客様には、当クラブにメークアップにご来場頂きありがとうございます。どうぞ、ごゆっくりお過ごし下さい。さて、1週間のご無沙汰でしたが、月が変わり10月に入りました。今月のロータリークラブの月間テーマは「経済と地域社会の発展月間」です。折しも衆議院が解散され選挙の1つの争点に経済の持続的成長と税制改革が出ています。選挙はさて置きここ広島に於きましては、カープのセ・リーグ2連覇と自動車メーカーマツダ様の好調が重なり日本の他の地域とは少し異なり、広島を中心とした地域は経済的にかなりの好調を享受しています。このままの状態でもカープがCSを抜けて日本一に輝く事を何よりも願っています。我が家の女性は皆がカープ女子です。家庭の幸せの為に大いに期待しています。さて、本日の卓話は、広島法務局民事行政部より大島 穰様をお迎えしてお話を頂きます。日頃は、法務局様には会社の登記簿謄本・印鑑証明等を取りにお邪魔させて頂いています。我々の日常の金融関係・不動産関係には大変重要な役割を担って頂いています。御静聴をお願い致します。これで会長挨拶とさせて頂きます。有難う御座います。

今回の例会(10月11日)

来賓卓話
佐東地区まちづくり協議会
海徳 ひろし様

次回の例会(10月18日)

会員親睦夜間例会
～喜寿・金婚式のお祝い～

出席報告
(例会運営委員会)

10月4日(水)出席者
会員総数 52名
出席会員 43名
欠席会員 9名
ご来賓 1名
ご来客 3名
ゲスト 1名

来客者紹介
(親睦家族委員会)

10月4日(水)出席者
広島北RC 2名
広島中央RC 1名

幹事報告(井上進)

- 休会
・10月10日(火) 広島安芸RC
■お知らせ
・近年入会会員研修セミナーを11月2日(木)18:30から「むさし土橋店」にて開催をいたします。出欠は閲覧にてお願いいたします。
■BOX配布物
・ロータリーの友(10月)とガバナー月信を配布しております。また、今月は「米山月間」となりますので、米山記念奨学会より「豆辞典」を配布いたしますので、ご一読ください。



.....SMILE BOX

古谷幸一 会員、瀬川長良 会員、井上進 会員、村上知史 会員、若林孝光 会員

広島法務局 民事行政部 民事行政調査官 大島穰 様、本日の卓話よろしくお願いたします。

中尾文治 会員

中国新聞に記事が載りました。これからも頑張ります。

小川嘉彦 会員、古谷幸一 会員

広島経済レポート 10月5日号。カープV8 財界トップの祝辞として広島本通商店街振興組合の小川嘉彦理事長のコメントが掲載されていました。33年ぶりの優勝・日本一を願う!!紹介者の古谷会長・小川君 ニコニコよろしくお願いたします。

当日計 32,000円 累計 579,000円

【例会】 毎週水曜日(12:30～13:30) / リーガロイヤルホテル広島(広島市中区基町6-78) / 082-502-1121

【会長】古谷 幸一 【事務所】広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F 【TEL】082-221-4894
【幹事】井上 進 【ホームページ】http://www.ryohoku-rc.jp/ 【FAX】082-221-4870

来 賓 卓 話

相続登記の促進について

広島法務局 民事行政部 民事行政調査官
大島 穰 様

近年、所有者が分からなくなっている、いわゆる所有者不明土地問題や空家問題が深刻な社会問題として取り上げられ、民間の研究所によれば、所有者不明土地の総面積は、日本全体の約2割、九州を上回る面積になるとの推計がされています。

この所有者不明土地問題などは、相続登記がされていないことが理由の一つと指摘されており、広島法務局では、平成27年度から、相続登記の促進のための積極的な広報を広島司法書士会を始めとする関係団体と連携して行っているところであります。



このような状況のなか、いわゆる骨太の方針2016の政府方針において、相続登記の促進又は相続登記の促進に向けた制度の検討が盛り込まれ、この政府方針に基づき相続登記の促進のための制度として、「法定相続情報証明制度」が本年5月29日に施行されました。

この「法定相続情報証明制度」は、法務局に法定相続情報一覧図(以下「一覧図」といいます。)及び被相続人の戸籍・除籍謄本等を添付して申出すると、登記官が審査を行い、一覧図に証明文を付して無料で必要な通数を交付するものです。

相続登記を始め、金融機関での口座解約や相続税の申告などの相続手続では、被相続人の出生から死亡時までの戸籍・除籍謄本と、相続人全員の戸籍謄本を揃える必要がありますが、一覧図は、これらの戸籍や除籍に代わるものとして利用することができ、各種の相続手続で、戸籍・除籍謄本を何度も出し直す必要がなくなり、相続人の負担軽減につながるものです。

なお、一覧図は、戸籍・除籍謄本からわかる法定相続人の情報を記載した書面であり、相続人を確定するものではありませんので御留意ください。

会員の皆様におかれましては、相続登記の必要性を是非御理解いただきますとともに、身近な方々に「法定相続情報証明制度」の御利用を呼びかけていただきますよう、お願いいたします。

米山奨学生 奨学金、お子様誕生のお祝い

米山奨学生のアメード・ファイサル君に古谷幸一会長から9月分奨学金をお渡ししました。また、お子様の誕生のお祝いを広島陵北ロータリークラブよりお渡ししました。おめでとうございます。

